

仕様書

1 概要

- (1) 件名 岸和田市庁舎等で使用する電力の供給（令和 9 年度分）
- (2) 需要場所(施設) 別紙 1 のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所等）および学校

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 ボルト
 - エ 標準周波数 6 0 ヘルツ
 - オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 契約電力 別紙 2 のとおり
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 別紙 2（1 年間（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月）のもの）のとおり
ただし、あくまで入札上の数値であり、実際の数値は増減する可能性があるものとする。
 - ウ 使用電力量実績 別紙 3（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）
 - エ 最大需要電力実績 別紙 3（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）
 - オ 発電設備容量(定格)
 - ①太陽光発電設備 太田小学校 25kW 野村中学校 25kW
八木市民センター5. 5kW 桜台市民センター2. 34kW
岸和田市立文化会館 10. 53kW 消防本部 30kW
 - ②常用自家発電設備 コージェネレーション 学校給食センター35kW× 4 機
- (3) 供給期間
 - 自 令和 9 年 4 月の検針日
 - 至 令和 10 年 4 月の検針日前日
- (4) 検針日および計量

検針日は現在の検針日を引き継ぐものとし、その日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。ただし計量は、毎月検針日の午前 0 時 0 0 分における計量器の読みによるものとする。
- (5) 保安上の責任分界点等
 - ア 需給地点 別紙 1 のとおり
 - イ 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点 需給地点に同じ
- (6) 料金体系

基本料金と電力量料金（夏季とその他季）に基づく二部料金制、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の加算など、各社ごとに設定できるものとする。ただし、力率及び燃料費調

整額等については、当該地域を管轄する一般送配電事業者を兼ねる小売電気事業者の電気供給条件（特別高圧・高圧）で定める条件を超えないものとする。

(7) 料金の算定

ア 算定期間は前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

イ 需要施設ごとに料金の算定を行う。

ウ 各月ごとの契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。

エ 電気料金は、次の①～④までに掲げる料金を合算した額とする。

① 基本料金＝基本料金単価×契約電力±力率割引・割増

② 電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める供給条件等による。

④ 燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

オ 力率

供給者は契約期間において、その１月の平均力率により、力率割引および割増を行なうことができるものとし、力率割引および割増を行なう場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。なお、力率の実績値については別紙３のとおり。

カ 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行なうことができるものとする。なお、燃料費の調整を行なう場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとする。

キ 電力供給における料金その他の計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

（ア）契約電力及び最大需要電力の単位は１キロワットとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

（イ）使用電力量の単位は１キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

（ウ）料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

（エ）力率の単位は、１パーセントとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

ク 対象施設に関する電気使用量の１時間以内の単位でのデマンドデータを、電子データにより、この契約の担当者へ提供すること。

(8) 請求書

請求は、需要施設ごとではなく、別紙１の担当部局における請求先ごとに行うこと。請求の際には、請求書のほかに、需要施設ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）をひとつの電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、マイクロソフトエクセルファイルとし、別紙１の順に施設ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は協議により決めるものとする。

なお、請求額の算定にあたっては、需要施設ごとに税込金額を算出し、その合計額を請求額とすること。

(9) 環境配慮評価項目

環境配慮評価項目における基本項目及び加点項目の合計点数が７０点以上であること。なお、当該条件の詳細については、別紙４による。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。
- イ 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各需要施設へ通知すること。
- ウ 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとし、これによりがたい場合は協議する。
- エ この仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。
- オ 野村中学校、太田小学校については余剰電力の買い取りは当該地域を管轄する一般送配電事業者にて行う。
- カ 八木市民センター、桜台市民センター、消防本部、岸和田市立文化会館、学校給食センターについては系統連系のみで売電を行っていない。